

山梨県地球温暖化対策普及啓発事業 業務委託仕様書

1. 業務目的

本県は、2050年ゼロカーボンニュートラルの実現に向けて、山梨県地球温暖化対策実行計画において、温室効果ガス排出量の削減を定めており、地球温暖化対策への取組を実施しているところである。

本業務では、地球温暖化対策について、家庭内で情報を共有できるよう、わかりやすく伝えることにより普及啓発を図り、意識変容や行動変容を促すことを目的とする。

2. 業務名

山梨県地球温暖化対策普及啓発事業

3. 委託期間

契約締結の日から令和8年2月28日まで

4. 業務内容

温暖化対策の普及啓発を図るための冊子及び物品を作成するとともに、県内で開催されるイベント等に参加し、県民に対して地球温暖化対策の普及啓発を図り、行動変容を促す。

(1) 普及啓発を図るための冊子作成

- ・普及啓発冊子を作成し、校正及び印刷製本し、納期までに納品場所へ納品すること。
※印刷データ（PDFデータに変換し、テキストを埋め込む、写真データ及びテキスト等については、2次利用できる形式）をCD-R等書き込んで納品すること。
- ・冊子のテーマは、地球温暖化対策とし、地球の現状（温暖化の状況）・温暖化の影響・対策のための取組等を想定しているが、詳細については、発注者と受注者で協議のうえ、決めるものとする。
- ・冊子のターゲットは、児童（小学4、5年生）を想定しており、マンガでの紹介を中心とし、冊子の内容や構成、デザインなどについて工夫すること。

○普及啓発冊子の部数及び仕様

①部数

- ・10,000冊

②サイズ等

- ・B5版、中綴じ、フルカラー、24ページ

③紙質等

- ・マットエコグリーン110kg程度
- ・FSC認証紙（環境に配慮した用紙を使用）
- ・ベジタブルインキ使用（環境に配慮した顔料を使用）

(2) 普及啓発を図るための物品作成

- ・普及啓発物品は、温暖化対策の認知度向上が期待でき、年代を問わず使用が見込めるものとし、企画提案書において作成する物品を提案すること。
- ・納期までに納品場所に納品すること。
※イメージとしては、県有林の保護として県産材を使用した箸（マイ箸として使用）及び箸袋などが想定される。

○普及啓発物品の数量

- ・ 10,000部

(3) 普及啓発を図るためのイベント等への参加

- ・県民への情報発信として、行政や環境団体等が主催するイベント等に適切な人数で参加すること。
- ・イベント等への参加に必要な、展示パネルやバナー等のツールを作成し、イベントで活用すること。
- ・イベント等への参加は、県民の日（2回：甲府会場・富士吉田会場）やその他県及び市町村等が開催するイベント等を想定し、計5回程度とする。
※特定の事業者や受託者の利益とならない客観的かつ公平な観点から行うこと。

○作成するイベントツール及び数量

- ・ロールスクリーンバナー：1式
- ・展示パネル（B2版、カラー）：10枚程度

(4) その他県民への周知

- ・上記（1）～（3）以外の方法による、マスメディア等を活用した広報を1回以上行うなど、県民への周知を企画すること。
- ・内容の規模としては、事業費の2.5割程度を想定とし、企画提案書において提案すること。

5. 成果品等の納入場所

- ・納入場所：山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号山梨県庁本館2階
- ・納期：発注者と受注者で協議のうえ、決めるものとする。

6. 業務実施体制

- ・受託者は、委託契約締結後、本業務を円滑に遂行できる能力を有する人員（業務従事者）を適切に配置するとともに、速やかに受託者側の実施体制を明確にすること。
- ・受託者は、業務従事者を指揮監督する業務責任者を定めること。

7. 計画書、報告書の提出

(1) 事業計画書作成

委託契約締結後、速やかに次の内容の事業計画書を作成し、県に提出すること。

ア 事業の実施方針

イ 実施体制

ウ 業務スケジュール

(2) 実績報告書の作成

業務完了後、事業実績報告書を県に提出すること。

8. その他留意事項

- (1) 受注者は、業務の詳細について常に発注者と連絡をとり、十分な打合せを行い、業務の目的を達成しなければならない。
- (2) 受注者は、本仕様書の内容及び本仕様書に定めのない事項について疑義があるときは、速やかに発注者と協議の上、発注者の意図を十分に理解し、業務を遂行するものとする。
- (3) 受注者は、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- (4) 業務完了後に、受注者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受注者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。
- (5) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受注者がその仕様に関する一切の責任を負うこと。
- (6) 受注者は、本業務の遂行にあたり、第三者の名誉や信用を毀損する行為（そのおそれがある行為を含む。）やその他不適切な行為が行われないよう十分に注意を払うものとし、かかる事態が生じた場合は一切の責任と費用負担を負うものとする。
- (7) 作成する資料において、法令、外部資料及びデータの出典等は、全て明確にしておくこと。
- (8) 本業務により作成された成果品等の著作権及び所有権は県に帰属するものとする。また、山梨県は、成果品の全てについて業務上必要な範囲で改変し、又は二次利用する権利を有するものとする。ただし、受注者が従来から権利を有していた受注者固有の知識、技術等に関する権利については、受注者に留保するものとし、対応方法については、必要に応じて県と協議して定めるものとする。
- (9) 委託料のほか、本委託業務を実施するにあたって必要となる経費は、受託者が負担すること。
- (10) 受注者は、業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。
- (11) 適切な情報提供等が実施できるよう、事業者の温室効果ガス排出量削減に関する最新の情報収集等に努めること。